

藤沢市図書館に関する規則の一部改正について

藤沢市図書館に関する規則の一部を次のように改正する。

2011年（平成23年）3月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成23年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、図書館の自動車駐車場の使用料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を定める必要により、藤沢市図書館に関する条例の一部を改正したことに伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市図書館に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 岩本育子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市図書館に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市図書館に関する規則（昭和61年藤沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の表藤沢市総合市民図書館の項中「おはなしの部屋(団体利用に限る)」を「おはなしの部屋，自動車駐車場」に改め，同表藤沢市辻堂市民図書館の項中「会議室」の次に「，自動車駐車場」を加える。

第4条に次の1項を加える。

2 前項に規定する自動車駐車場の使用に係る事項は，別に定める。

第12条の2第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め，同号を第4号とし，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 次のアからオまでに掲げる者又は当該者及びその介護者が個人で使用する場合

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者

イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(知的障がい者の福祉の充実を図るため，児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で，その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり，治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため，当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

第12条の2第4項中「前項」を「前2項」に改め、「施設等使用料減免許可書」を「第3項に係る申請者に対しては施設等使用料減免許可書により、前項に係る申請者に対しては口頭」に改め、同項を第5項とし、第3項の次に1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、使用料の免除を受けようとする者が、第2項第3号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて施設の入場口においてその者に係る身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行																
<p>(利用に供する主な施設)</p> <p>第 4 条 図書館が市民の利用に供する主な施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">藤沢市総合市民図書館</td> <td>閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，対面朗読室，会議室，おはなしの部屋，自動車駐車場</td> </tr> <tr> <td>藤沢市南市民図書館</td> <td>閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，会議室</td> </tr> <tr> <td>藤沢市辻堂市民図書館</td> <td>閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室，<u>自動車駐車場</u></td> </tr> <tr> <td>藤沢市湘南大庭市民図書館</td> <td>閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室，特別書庫</td> </tr> </table> <p>2 前項に規定する自動車駐車場の使用に係る事項は、別に定める。</p> <p>(使用料の減免基準等)</p> <p>第 12 条の 2 条例第 9 条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 国又は神奈川県が使用する場合 5 割</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか，教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第 9 条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p>	藤沢市総合市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，対面朗読室，会議室，おはなしの部屋，自動車駐車場	藤沢市南市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，会議室	藤沢市辻堂市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室， <u>自動車駐車場</u>	藤沢市湘南大庭市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室，特別書庫	<p>(利用に供する主な施設)</p> <p>第 4 条 図書館が市民の利用に供する主な施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">藤沢市総合市民図書館</td> <td>閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，対面朗読室，会議室，おはなしの部屋(団体利用に限る)</td> </tr> <tr> <td>藤沢市南市民図書館</td> <td>閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，会議室</td> </tr> <tr> <td>藤沢市辻堂市民図書館</td> <td>閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室</td> </tr> <tr> <td>藤沢市湘南大庭市民図書館</td> <td>閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室，特別書庫</td> </tr> </table> <p>(使用料の減免基準等)</p> <p>第 12 条の 2 条例第 9 条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 国又は神奈川県が使用する場合 5 割</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか，教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第 9 条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p>	藤沢市総合市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，対面朗読室，会議室，おはなしの部屋(団体利用に限る)	藤沢市南市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，会議室	藤沢市辻堂市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室	藤沢市湘南大庭市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室，特別書庫
藤沢市総合市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，対面朗読室，会議室，おはなしの部屋，自動車駐車場																
藤沢市南市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，会議室																
藤沢市辻堂市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室， <u>自動車駐車場</u>																
藤沢市湘南大庭市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室，特別書庫																
藤沢市総合市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，対面朗読室，会議室，おはなしの部屋(団体利用に限る)																
藤沢市南市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，会議室																
藤沢市辻堂市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室																
藤沢市湘南大庭市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室，特別書庫																

(2) 主たる構成員が障害者の団体又はその支援団体が使用する場合

(3) 次のアからオまでに掲げる者又は当該者及びその介護者が個人で使用する場合

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者

イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から療育手帳(知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 12 条第 3 項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

3 条例第 9 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、施設等使用料減免申請書を事前に教育委員会に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、使用料の免除を受けようとする者が、第 2 項第 3 号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて施設

(2) 主たる構成員が障害者の団体又はその支援団体が使用する場合

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

3 条例第 9 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、施設等使用料減免申請書を事前に教育委員会に提出しなければならない。

の入場口においてその者に係る身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

- 5 教育委員会は前2項の規定による申請があつたときは，内容を審査してその適否を決定し，第3項に係る申請者に対しては施設等使用料減免許可書により，前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を当該申請者に通知するものとする。

附 則（平成23年教委規則第 号）

この規則は，平成23年4月1日から施行する。

- 4 教育委員会は前項の規定による申請があつたときは，内容を審査してその適否を決定し，施設等使用料減免許可書によりその結果を当該申請者に通知するものとする。